

多可町本庁舎電話通話録音データ取扱要綱

令和6年7月1日

告示第 91 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政サービスの質の向上を図るとともに、職員への不当な圧力の排除等を目的に、本庁舎電話交換機（以下「電話交換機」という。）を介した通話を録音データ（以下「録音データ」という。）として保存するに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音され、通話録音装置に接続するクラウドサーバー等に保存された音声のデータをいう。

(総括管理者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

2 総括管理者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。ただし、管理取扱者を置かない場合にあつては、総括管理者がその事務を処理する。

3 総括管理者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(個人情報保護)

第4条 総括管理者及び管理取扱者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者及び管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 総括管理者及び管理取扱者は、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に

知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(保存期間)

第5条 録音データの保存期間は、通話録音装置の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。ただし、次条の規定による録音データの提供を行う場合は、この限りでない。

(録音データの提供)

第6条 電話交換機を介して通話した課等の長は、その所掌する職務上録音データを利用する必要があると認めるときは、通話録音データ提供依頼書(様式第1号)により、総括管理者に当該録音データの提供を依頼するものとする。

2 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは当該依頼の内容を審査し、当該依頼の内容が適当であると認めるときは録音データを提供するものとする。

3 総括管理者は、前項の規定により録音データを提供したときは、管理台帳(様式第2号)に記録し、これを保管しなければならない。

(提供を受けた録音データの取扱い)

第7条 前条第2項の規定による録音データの提供を受けた課等の長は、個人情報に関する法律第69条第2項の規定その他法令の規定による場合を除き、同条第1項の規定による依頼に係る目的以外の目的で当該録音データを使用してはならない。

2 録音データの提供を受けた課等の長は、当該録音データを適正に管理するとともに、当該利用目的を達したときは速やかに消去するものとする。

(録音データの適正管理)

第8条 録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。

2 録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するために特に必要と総括管理者が認めた場合は、この限りではない。

3 前項ただし書の規定により複製した録音データは、その目的が達成されるなど、保有する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄しなければならない。

(個人情報開示請求による対応)

第9条 電話交換機を介して通話した者から当該録音データの提供を求められたときは、その通話の相手方となる課及び統括管理者において個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき対応するものとする。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。